

報告第3号

令和6年度白井市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度白井市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月4日報告

白井市長 笠井 喜久雄

資金不足比率の状況（令和6年度）

（単位：%）

会計名	資金不足比率
白井市水道事業会計	—
白井市下水道事業会計	—
経営健全化基準	20.0

白 監 第 7 7 号

令和 7 年 8 月 2 0 日

白井市上下水道事業

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市監査委員 河合 謹爾



白井市監査委員 田中 和人



令和 6 年度白井市資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、
審査に付された令和 6 年度白井市資金不足比率を審査したので、次のとおり
意見書を提出します。

令和6年度白井市資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和6年度白井市水道事業会計資金不足比率、令和6年度白井市下水道事業会計資金不足比率

2 審査の期間

令和7年8月4日（月）、5日（火）、6日（水）の3日間

3 審査の場所

白井市役所 東庁舎3階 監査委員室

4 審査の方法

- (1) 審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- (2) 審査は、「白井市監査基準及び令和7年度白井市監査計画」に準拠して、関係書類を照合するとともに、職員から説明を聴取し質問等を実施した。

5 審査の結果

- (1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和6年度	令和5年度	
①水道事業会計	—	—	20.0
②下水道事業会計	—	—	20.0

*各会計とも資金不足が生じないため、「—」で表示している。

- (2) 資金不足に該当しないので、良好と認められた。